## 第4条 (求償権の事前行使)

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、第2条による代位弁済前といえども、保証会社から通知・催告等がなくても当然に保証会社に対し本当座貸越取引の貸越極度額相当額について予め求償債務を負い、直ちに異議なく弁済します。

改定前

- (1) 本当座貸越取引による債務の弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき。
- (2) 破産手続の開始・民事再生手続の開始、その他裁判上の倒産処 理手続開始の申立があったとき。
- (3) 私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき。
- (4) 保証会社が相続の開始を知ったとき。
- 2. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、第2条による代位弁済前といえども、保証会社の請求により本当座貸越取引の貸越極度額相当額について予め求償債務を負い、直ちに異議なく弁済します
- (1) 私が保証会社に対する債務の一部でも履行を遅延したとき。
- (2) 租税公課を延納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
- (3) 私が支払いを停止したとき。
- (4) 私が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 私が本保証委託約款に違反したとき。

## <新設>

- (6) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 3. 保証会社が前2項により求償権を行使する場合には、私は民法第461 条に基づく抗弁権を主張しません。

<以下、省略>

<新設>

第4条 (求償権の事前行使)

- 1. 同左
- (1) 同左
- (2) 同左
- (3) 同左
- (4) 同左
- 2. 同左
- (1) 同左(2) 同左
- (3) 同左
- (4) 同左(5) 同左
- (6) 第6条第1項に基づく表明に虚偽が判明したとき、私が同条第1項 で定める暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当した とき、もしくは、私が同条第2項各号のいずれかに該当する行為を したとき。
- (7) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

改定後

3. 同左

<以下、同左>

## 第6条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 私もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2. 私は、自らまたは第三者をして次の各号に該当する行為を行わない ことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは脅威を用いて銀行または保証会 社の信用を毀損し、または銀行または保証会社の業務を妨害する 行為。
  - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3. 第4条第2項第6号の規定の適用により、私に損害が生じた場合に も、保証会社になんらの請求をしないこととします。また、保証会社 に損害が生じたときは、私がその責任を負うこととします。

<第6条(反社会的勢力の排除)の新設に伴い、以下条番を繰り下げ>

<以下、省略>

